

坂出市テニス協会会則

昭和61年 2月28日制定
平成 3年 5月22日改正
平成10年 3月10日改正
平成14年 3月23日改正

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、坂出市テニス協会という。

第2条 (目的) 本会は、坂出市に於けるテニスの普及・発達及びその統一を期すると共に各テニス団体相互の親善に力を尽くし、体力の練成・品性の陶冶に資することを目的とする。

第3条 (事業) 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 坂出体育協会の主催するテニス大会の運営。
- (2) その目的の達成のために必要と認められる行事。

第4条 (組織) 本会は、坂出市に本拠を置く各テニス団体の会員により組織される。

第2章 役員

第5条 (役員) 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 理事 若干名
7. 会計 1名
8. 監事 若干名

第6条 (役員を選出)

- (1) 会長・副会長・常任理事・会計・監査は総会において選出する。
- (2) 理事長・副理事長は常任理事の互選により、選任する。
- (3) 理事は各テニス団体の代表者1名を以って充当する。

第7条 (役員職務)

1. 会長 本会を総理する。
2. 副会長 会長を補佐する。
3. 理事長 会務を遂行する。
4. 副理事長 理事長を補佐する。
5. 常任理事 理事長を補佐し、重要事項について審議・決議する。
6. 理事 総会に出席し、その議決権を行使する
7. 会計 本会の財務を処理する。
8. 監事 会計を監査する。

第8条 (役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 (名誉会長・顧問)

本会に名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

名誉会長・顧問は、総会の決議により会長が委嘱する。

名誉会長・顧問は、会長の諮問に応じる。

第3章 会議

第10条 (総会の招集)

総会は、会長が招集して開く。

第11条 (総会の権限)

総会は、本会の最高決議機関とし、次の事項を決議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事行計画
- (3) 会則・規約の改正
- (4) 委員会の設置及び委員の任命
- (5) その他

第12条 (常任理事会)

常任理事会は理事長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 総会による委任事項
- (2) 総会に付議せられるべき事項

第4章 会計

第13条 (経費) 経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟費
- (2) 各種大会等の収益金
- (3) 寄付金その他

第14条 (会計年度) 会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第5章 付則

第15条 (会則の改正)

会則の改正は総会において合議のもとに善処されるものとする。

第16条 (施行期日)

この会則は平成14年4月1日から施行する。